

○上三川町融資制度申請書類チェックリスト

・令和3年4月1日から、原則、申請書類（町様式）の押印が不要となりました。

※創業支援資金については、印鑑証明書が必要書類である場合、申請書類へ押印ください。（創業支援資金ア・イが該当）

①共通書類

	書類名称	注意事項	確認
1	上三川町中小企業事業資金融資 斡旋申込書（別記様式第1号）	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業信用保険法を参照して、中小企業者に該当するか確認する。 ・中小企業信用保険法施行令を参照して、非該当業種ではないか確認する。（農業・林業・漁業・金融・保険業は非該当） ・借入限度額（2,000万円）を超えていないか、「上三川町中小企業事業資金返済状況報告書」で確認する。 ・各取扱金融機関に配分された預託額（契約書参考）を超えていないか確認する。 ・創業支援資金と設備近代化資金、経営改善資金を重複して借入れることはできない。ただし、借換えは可能である。 ・申請者が70歳以上の場合、相続発生時の債務相続についての書類を提出してもらう。（必須書類ではない） 	
2	融資斡旋依頼書 （信用保証協会様式）	<ul style="list-style-type: none"> ・宛先・申請日が記入されているか確認する。 	
3	融資依頼書 （信用保証協会様式）	<ul style="list-style-type: none"> ・融資依頼日は決定日と同じになるため、申請時は空欄であることを確認する。 	
4	上三川町中小企業事業資金融資 信用保証料補助申請書（別記様式第4号）	<ul style="list-style-type: none"> ・資金名、借入額、借入期間が記入されているか確認する。 	
5	中小企業信用保険法第2条第5 項第4号（または同条第5項第 5号、同条第6項）の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・2年間の利子補助を受ける場合は、制度融資申請時に提出すること。「上三川町中小企業事業資金融資利子補給費補助金申請書」は、取扱金融機関で融資決定を受けてから、融資実行通知書及び返済予定書とともに提出する。 ※セーフティネット関連の認定書には有効期限がある。原則、有効期限内に提出すること。 	

②添付書類（融資の種類ごとに必要書類が変わる）

No	書類名称	注意事項	設備近代化資金	経営改善資金	創業支援資金 ア イ ウ		
1	決算書（個人は確定申告書）の 写し	<ul style="list-style-type: none"> ・決算書は原則、直近2期分を提出してもらい、詳細及び内訳書も添付する。創業間もないため2期分を添付できない場合は、残高試算表等を提出してもらう。 ・町内に事業所があるか確認する。 ・本社の住所が上三川町にあることを確認する。 ・業種等を確認する。 	○	○			
2	資産所有証明書又は固定資産評 価証明書（無い場合は、所得証 明書）	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合は、法人と代表者の両方の証明書を出してもらう。 ※賃借等により固定資産がない場合は、所得証明書を提出する（会社名義・本人登記の資産なしの場合） ※共同で所有する資産がある場合、共有に係る資産所有証明書も提出する。 	○	○	○	○	○
3	税務情報の取扱いに関する同意 書（別記様式第8号）	<ul style="list-style-type: none"> ・税務照会により町税（町民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、町たばこ税及び国民健康保険税）の滞納状況を確認し、滞納がある場合は完納後に事務処理を進める。 	○	○	○	○	○
4	法人設立届出書（個人は開業等 届出書）の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・本社の住所が上三川町にあることを確認する。 ・業種等を確認する。（申請書と同じであることを併せて確認する） 					○
5	住民票	<ul style="list-style-type: none"> ・住所が上三川町であることを確認する。 ※個人の場合のみ必要。 			○	○	○
6	申込人及び連帯保証人の印鑑証 明書	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書類に使用されている印鑑と同じものであることを確認する。 			○	○	
7	許可書（写し）	<ul style="list-style-type: none"> ・許可業種に該当する場合のみ提出する。 	○	○	○	○	○
8	見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・設備近代化資金・創業支援資金（設備を購入する場合のみ） ・車両を購入する場合、営業で使用する車両であること。また、高級車は対象外とする。 ・土地購入は対象外とする。 	○		○	○	○
9	カタログ	<ul style="list-style-type: none"> ・設備近代化資金・創業支援資金（設備を購入する場合のみ） 	○		○	○	○
10	設計図・平面図等	<ul style="list-style-type: none"> ・設備近代化資金・創業支援資金（設備を購入する場合のみ） 	○		○	○	○
11	創業計画書（信用保証協会様 式）	<ul style="list-style-type: none"> ・創業支援資金のみ ※事前に商工会から指導を受けること。 			○	○	○
12	勤務証明書（別記様式第9号）	<ul style="list-style-type: none"> ・創業支援資金のみ 			○		
13	資格認定書（写し）	<ul style="list-style-type: none"> ・創業支援資金のみ ※法律に基づく資格を有する者 				○	

※創業支援資金の内訳

ア. 同一業種の企業に5年以上勤務している従業員（創業のため退職して1年以内の者）で、その技術・経験を活かして創業しようとするもの（1年以上住民登録している者）

イ. 法律に基づく資格を有する者で、その資格を活かして創業しようとするもの（1年以上住民登録している者）

ウ. 町内で創業後1年未満の商工業者で、法人にあつては商業登記を、個人にあつては住民登録をしている者